

青森県報

第三百五十二号

令和三年
八月二十七日
(金曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主
として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並
びに担当する診療科名の変更の届出…………… (同) …… 二
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定…………… (生活習慣病・対策課) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による指定自立支援医療機関の名称及び所在地並
びに担当する診療科名の変更の届出…………… (同) …… 二
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定…………… (子ども・みらい課) …… 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (障害福祉課) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) …… 四
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正…………… (水産振興課) …… 四
- 道路の区域の変更…………… (道路課) …… 四
- 道路の供用の開始…………… (同) …… 五
- 都市計画公聴会の開催…………… (都市計画課) …… 五
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (西北地域(県民局)) …… 七
- 右 同…………… (同) …… 七

告

示

青森県告示第五百六十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和三年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏名	名称	所在地	担当する診療科名	指定年月日
区	村 上 寿 孝	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	脳神経外科	令和三年八月二十七日
分	村 上 寿 孝	八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目一の一	消化器科	三・四・一
	村 上 悠 太郎	八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目一の一	消化器科	三・四・一
	中 田 有 紀	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	内分泌内科、糖尿病代謝内科	三・七・二
	佐 藤 江 里	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	内分泌内科、糖尿病代謝内科	三・七・九
	上 田 亮	いやしのクリニック	八戸市南類家二丁目一六の五	内科	三・七・四
	齋 藤 新	弘前脳卒中リハビリテーションセンター	弘前市大字扇町一の二の一	循環器内科、内科	〃
	四 ッ 谷 千 尋	中泊国民健康保険小泊診療所	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間一の二五	内科	〃
	木 村 健 介	八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目一の一	神経内科	三・七・六

協定医療機関	難病指定	難病指定
高橋 史彦	坂爪 公	油川 広太
クリヤのクリニック	青森県立中央病院	独立行政法人国立病院機構弘前病院
八戸市南家二丁目一六の五	青森市東造道二丁目の一	弘前市大字富野町一
内科	心臓血管外科	整形外科
〃	三・七・二六	三・七・二〇

青森県告示第五百六十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和三年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	指定医の区分
菅原 まり	黒田 英克	黒田 英克	黒田 英克	氏名
八戸城北病院	八戸市石堂二丁目一四の一四	八戸市石堂二丁目一四の一四	八戸市石堂二丁目一四の一四	名称
八戸市石堂二丁目一四の一四	八戸市石堂二丁目一四の一四	八戸市石堂二丁目一四の一四	八戸市石堂二丁目一四の一四	所在地
内科、呼吸器内科	内科、消化器内科、肝臓内科	内科、消化器内科、肝臓内科	内科、消化器内科、肝臓内科	担当する診療科名
二・五・三	令和元・九・三六	令和元・九・三六	令和元・九・三六	変更年月日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医
庭山 英俊	竹内 政道	高杉 孝	佐藤 権裕	田中 奈保	対馬 悠子	黒石市国民健康保険黒石病院	弘前市立三沢病院	弘前市立三沢病院	弘前市立三沢病院	弘前市立三沢病院	弘前市立三沢病院
黒石市あけぼの医療法人会	青森県立つが丘病院	弘前市立病	弘前市立病	弘前市立病	弘前市立病	黒石市あけぼの医療法人会	弘前市立病	弘前市立病	弘前市立病	弘前市立病	弘前市立病
黒石市あけぼの	青森市大字三内	弘前市立病	弘前市立病	弘前市立病	弘前市立病	黒石市あけぼの	弘前市立病	弘前市立病	弘前市立病	弘前市立病	弘前市立病
心療内科、精神科	精神科	整形外科	内科	内科	内科	心療内科、精神科	内科	内科	内科	内科	内科
〃	〃	三・四・一	三・二・一	三・一・一	三・一・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医
小枝 淳一	長谷川 一志	北村 英夫	堀内 大輔	八戸市立市 民病院	八戸市立市 民病院	八戸市立市 民病院	弘前大学医 学部附属病 院
青森保健生 活協同組合 生協さくら 病院	青森慈恵会 病院	青森県立中 央病院	八戸市立市 民病院	八戸市立市 民病院	八戸市立市 民病院	八戸市立市 民病院	八戸市立市 民病院
青森市問屋町一 丁目一五の一〇	青森市大字安田 一字近野一四六の 一	青森市東造道二 丁目一の一	八戸市田向三丁 目一の一	八戸市田向三丁 目一の一	八戸市根城一丁 目一四の一	八戸市田向三丁 目一の一	弘前市大字本町 五三
内科	内科、循 環器内科	皮膚科	循環器科	循環器科	循環器科	循環器科	循環器内 科
三・八・一	三・七・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示五百六十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和三年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
代官町クリニック吉田眼科	弘前市大字代官町一〇八	令和 三・六・一

青森県告示第五百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和三年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
イオン薬局下田店	上北郡おいらせ町中野平四〇の一	令和 三・八・三

青森県告示第五百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和三年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
イオン薬局青森店	青森市緑三丁目九の二	令和 三・八・三
イオン薬局八戸田向店	八戸市田向三丁目五の一	〃
イオン薬局つがる柏店	つがる市柏稲盛幾世四一の一	〃
イオン薬局下田店	上北郡おいらせ町中野平四〇の一	〃
イオン薬局七戸十和田駅前店	上北郡七戸町字荒熊内六七の九九〇	〃

青森県告示第五百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年八月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
イオン薬局青森店	青森市緑三丁目九の二	令和三年八月二十七日
イオン薬局八戸田向店	八戸市田向三丁目五の一	〃
イオン薬局つがる柏店	つがる市柏稲盛幾世四一	〃
イオン薬局下田店	上北郡おいらせ町中野平四〇の一	〃
イオン薬局七戸十和田駅前店	上北郡七戸町字荒熊内六七の九九〇	〃
みちのくりハビリ訪問看護ステーションあおば	青森市青葉三丁目九の八 三成ビル二階E号室	〃

青森県告示第五百六十八号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和三年八月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

二の表野辺地町区域の項を次のように改める。

野辺地町区域 野辺地町漁業協同組合の 地区	1 ぼたてけた網漁業及び小型定置漁業 2 なまこけた網漁業を行う総トン数十トン未満 の漁船漁業 3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
-----------------------------	--

青森県告示第五百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年九月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	蒔田五所川原線	五所川原市金木町沢部四一四の一から五所川原市金木町浮洲四三二まで	前 後 後	一九・八〇メートルから 四・二〇メートルまで 四・二〇メートルから 一・八〇メートルまで 六・六〇メートルから 二・三〇メートルまで	三四〇・〇〇メートル 三四〇・〇〇メートル 三五五・〇〇メートル	

自動車専用道路		1・3・1 有戸鳥井平一ノ渡線		野辺地町 字有戸鳥井平	東北町 湯田平	野辺地町 字寺ノ沢 東北町 山添	約7,480m	嵩上式	4車線	23.5m	JR東北本線と立体交差 1箇所 幹線街路と立体交差 1箇所	起点方向出 入都市計画道 都路・4・5 号へ接続 終点方向出 入都市計画道 都路・3・1 号へ接続
構造形式の内訳		野辺地町 字有戸鳥井平	東北町 山添	東北町 湯田平			約7,110m	嵩上式	4車線	23.5m		
		なお、野辺地町字有戸鳥井平地内に出口1箇所・入口1箇所、東北町山添地内に出口1箇所・入口1箇所を設ける。										

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課
東北町企画課

2 閲覧期間

令和三年八月三十日から同年九月十三日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

野辺地都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住 所 氏 名

㊦

意見の要旨及びその理由

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、廻堰大溜池土地改良区の定款の変更を令和三年八月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年八月二十七日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、屏風山土地改良区の定款の変更を令和三年八月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年八月二十七日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円